

第7回 見附市立学校配置等検討委員会 会議録

日 時：令和7年1月30日(木) 午後6時30分

会 場：見附市役所 大会議室

出席委員：16人

遠藤委員、坂田委員、鈴木委員、山田委員、梅本委員、井上委員、
大橋委員、三本委員、高井委員、目黒委員、武石委員、岡山委員、
後藤委員、今井委員、小山委員、小林委員

欠席委員：2人

保科委員、小尾委員

事務局：渡邊教育長、近藤教育部長兼教育総務課長、佐藤学校教育課長

議事概要

1 開会 (18:30)

【事務局】

ただいまより、第7回見附市立学校配置等検討委員会を開会いたします。
次第に沿って進めてまいります。

2 教育長あいさつ

【事務局】

次第2、開会にあたり、見附市教育委員会教育長の渡邊茂夫よりご挨拶申し上げます。

【教育長】

皆さんこんばんは。教育長の渡邊茂夫でございます。

大変ご多用の中、また天候や道路状況が悪い中、第7回の検討委員会にお集まりいただきありがとうございました。本当にありがとうございます。

昨年5月31日に第1回を開催させていただいた見附市立学校配置等検討委員会も今回で7回目となりました。今回いよいよ教育委員会から皆様に諮問させていただいた、見附市における市立小中学校の適正規模、適正配置等の目指すべき教育環境に関する基本的な考え方と、実現に向けた方策についての答申について、具体的に検討していただく回となります。どうぞよろしく願いいたします。

私がここまで会議のたびに皆様をお願いしてまいりましたことは、平成の大合併において自律の道を選択した見附市が、将来にわたって持続可能なまちであり続けるために、見附市の未来を託す子どもたちは、どんな力を身につけていくことが大切かということのをベースに置きながら、それをより着実に実現できる学校はどのような学校なのか。そのために市全体としてどのような配置等を目指していくべきか、このことをぜひ大事に

お考えいただきたいということ。何よりも子どもたちのことを第一に考えていただきますようお願いいたします、ということでありました。

答申の案につきましては、第6回の検討委員会までに皆様方から子どもたちのための学校ということを中心にしながら積み上げていただいてまいりました議論に基づいて、事務局で作成させていただいたところです。

事務局では、これまでの6回の会議録、また、ファシリテーションで作成された資料等を何度も見直ししながら、委員の皆様のお考えをしっかりと位置づけた答申案にしようと作成をさせていただいたつもりでございます。そして、一旦形を整えた答申の案を年末年始にかけて皆様方のところにお届けし、ご意見を頂戴いたしました。

本日の第7回検討委員会では、答申案について、皆様方から頂戴したご意見を明示するとともに、ご意見に対しまして、事務局としてのコメントを掲載させていただき、本日の検討資料とさせていただきます。この検討資料をもとにして、皆様方からさらに検討していただき、答申として盛り込む内容を固めていただくことになるものと思っております。

いよいよ大詰めを迎えておりますが、これからの見附市立学校配置等検討委員会が有意義な議論の場となりますようお願いいたします、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願いいたします。

3 議事

【事務局】

それでは、次第3議事に移ります前に、出欠を報告いたします。

本日の委員会は、委員全18名のうち、現時点で14名のご出席をいただいております。過半数の出席に達しておりますので、委員会設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは議事に移ります。ここからの議事進行は委員長にお引き受けいただきます。委員長よろしくようお願いいたします。

(委員2名がこの報告中に出席。)

【委員長】

それでは最終回になりましたが、今日もよろしくようお願いいたします。お世話になります。

それでは、今日の議事に本格的に入る前にまず、答申案を主に事務局からご準備いただいた資料について説明をお願いしたいと思います。事務局お願いできますか。

【事務局】

はい。それでは答申案について説明させていただきます。

資料としては、まず答申の案、そして答申案の内容。そして皆様から意見をいただいたのを答申案の中に入れ込んだ赤黒で印刷されております答申案を使って今回の答申案の検討をいただきたいと思います。資料編につきましては、今日は使いませんので、あくまでも前回送付させていただいた資料の修正をちょっと行ったということで、参考にさせていただければと思います。それでは説明させていただきます。

昨年 12 月の終わりに皆様へ今までの検討委員会で協議された内容をまとめた答申の素案を送らせていただきました。

素案に、送付した素案に対する皆様からいただいた修正を 2 色刷りの案の中に記載してあります。修正箇所はそれぞれ丸数字を付して赤字で記載しております。その修正箇所について事務局としてのコメントを四角囲みの中に記載しております。

本日は委員からの修正案について協議いただき、検討委員会としての答申をまとめていただきたいと思います。

まず 1 ページになります。答申の前文のところ①字句の追加、②文字の削除について修正意見がありました。事務局としてはコメント記載の通り、①は追加、②はそのままもしくは削除と考えております。

次に、「1 目指すべき教育環境に関する基本的な考え方」についてです。①②において文字の削除、③文字の追加、④文字の訂正、⑤文字修正について意見がありました。事務局としてはコメント記載の通り、①⑤は素案のまま、②③は修正するかどうかを判断、④は修正と考えております。

一旦、ここまででよろしいでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは今説明していただいた、まずリード文になりますね。そこについてちょっといただいたご指摘を見ながらいきたいと思います。

今日は答申文案について委員各位の修正意見に対する対応審議を主に、字句訂正であったり、意味確認であったり、そして合意形成とご承認を賜っていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは答申案について順次いきたいと思います。まず、第 1 文になります。令和 6 年 5 月 31 日付けの「教総」という言葉、これは今、事務局のコメントにもあった通り、これは付加していくということでもよろしいかと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

その次です。「見附市立学校配置等検討委員会として」という文言を削除するかしないかなんですが、これはもうこの委員会以外には答申しないわけですので、基本的には削除でもいいかなというふうに捉えておりますがよろしいでしょうか。できる限り文がすんなり通るようにしていきたいというふうに思います。はい。それでは削除ということ

で進めたいと思います。

はい。それでは「記す」以下で1番のところについて、ではまた事務局の方で説明をお願いできますか。

【事務局】

はい。1番の「基本的な考え方」についてです。①②において文字の削除の意見をいただいております。

③で文字の追加、④誤字ということで文字の訂正、⑤文字修正についてのご意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通りなんですけれども、①と⑤は素案のまま、②③は修正するかどうか判断をいただきたい。④は修正と考えております。以上です。

【委員長】

はい。それではこの1番、「目指すべき教育環境に関する基本的な考え方」、ここについての文言を見ていきたいと思います。

まずコメントの、事務局コメントの①と②があります。これについて素案のままにするか削除かということになります。これについてご意見いただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

一応、削除せずに素案のままとするってということもありますし、それから2番の「見附市の良さを生かしながら」という部分を削除するかどうかというふうになっております。

いかがでしょうか。はい、委員。

【委員】

①②以前の話になってしまうんですけども、このカラー刷りの答申の資料ありますよね。これの答申の基本的な考え方というところ、これに沿った形のスタイルが期待されているのかなというふうに思います。

そうしたときに、ここには何が書いてあるかを見れば、現在の状況をどう考えていますかっていうのが1つ、そしてそれに対してだと思いますが、将来に対して、将来に向けてどうしますかという、これをポイントとして答申の考え方に書いてほしいということが書かれているのかなと私は理解しました。

そうしたときに、それが私の力ではここに状況が読み取れないのです。そういうことです。この文章だけ見れば考え方はこうなのかってわかりますけれど、答申はこう書いてくださいよって書かれているので、これに沿った課題を市が望まれているのかというふうに思ったわけです。以上です。

【委員長】

はい。委員から意見をいただきました。

この文言についてなんですが、一応これまでの検討委員会の方を、会合の経緯を経てこういう形での落ち着かせ方をしてありますが、今日の会議の中で、皆さん方からさらに意見をいただきながら、より伝わりやすいもの、それから考えを明確なものにしていきたいと思っております。

私の今聞き取りが悪かったのかもしれませんが、この基本的な考え方を、委員すいません、繰り返しになりますが、どういうふうに捉えたらいいかっていうことについて、もういっぺんちょっとお話をいただけますでしょうか。

【委員】

スライドちょっと出していただけますか。

ここですよ、答申についての、真ん中に答申で基本的な考え方って書いてありますよね。答申で期待されている書き方は、現状はどうか、将来に向けてどうするかという対比といいますか、ここを書いてほしいと依頼されてるわけですよ。そうだと私は理解しました。

なんですが、ここに書かれた文章の中では読みづらいということを申し上げたわけです。

【委員長】

はい、了解しました。つまりこれに正対した表現をするということですね。はい、わかりました。

それでは、先ほどの画面ちょっとまた切り替えてもらっていいですか。はい。こういう文案で一応作っていただいておりますが、この中で伝わり方の問題かもしれませんが、まず基本方針は修正する、一部修正するとなっておりますが、この宣言は大変重要だという認識でこれよろしいでしょうか。現状を良しとしないっていうことですね。そういう捉えです。

見附市のこれまでの取組み成果を基盤に考えた基本方針の変更であるので、そういう捉え方をしてこのものを見てもらうといいのかなというふうに思いますし、それから見附市の良さ、「共創郷育」という言葉がありますが、これを今後も大切にするという脈絡で良さは生かすという表現がされているというふうに私自身は捉えました。

そういうことで、この基本的な考え方については、この素案のままで行かせていただけるとありがたいなというふうに思っておりますが、委員だけでなく、他の委員さん方からもまたご意見をいただけるとありがたいなというふうに思っております。

はい、委員。

【委員】

はい。見附市の良さを生かしながらという文言は残していただきたいと思います。

【委員長】

残すってことですね。

【委員】

はい。

【委員長】

はい。委員。

【委員】

私もどっちの文言も残していただいていた方がいいんじゃないかなっていうふうに思います。私自身が国語力があまりないので、ちょっと文が長すぎてちょっと難しいなっていうふうに思ったので、何か切れるところがあれば、1行で全部になって繋がりがあるので難しいのかもしれないんですけど、端的で考えると区切った方がわかりやすいのかなというふうには思いました。はい、以上です。

【委員長】

はい。それとあのコメント3、4のところにありますけど、この文言でですね。ここちょっとこれを逆に私からの提案なんですけども、ここに「資質能力」という言葉があるんですが、これは国の指導要領に照らしたときに、中点がまずあるんです。「資質・能力」という文言はもちろんあります。国で使われている言葉としてあります。中点があるんで、まず基本的にはそれを入れてほしいなということと、そうしたときに「身につける」でもいいんですけども「育む」でもいいかなというふうには捉えていて、育むことができるような教育環境を目指すことが望ましいというようなことをちょっと代替にしてみたいなと思っております。

いただいたときに、その資質を養い能力を身につけるといいうふうにされてあったんですが、これをちょっと私なりにちょっと指導要領をあたってみたときに、そういう「資質・能力」ということは明確にありましたんで、それを生かした表現の方がいいかなというふうに思いました。はい。という再提案です。

はい。委員お願いします。

【委員】

すいません。私ばかりで申し訳ない。お願いします。2つほど。

1つは、1行目に基本方針を一部修正し、とありますけれど、これは教育委員会の方でも作成されることができるといえるので、いきなり一部修正というよりも、基本方針の決定も訂正されてしまって、「その基本方針に則って」、くらいの方がなんか座りがいいような気がします。

それから、さっきおっしゃったように、文章が長いという感じもありまして、私の読み方ですと、3行目に「子どもたちを育て」、「育て」がどこに繋がるのかがよくわかりにくいので、できれば文章を少し分解していただくのを検討していただければと思います。

【委員長】

はい。先ほど長いというご指摘もありましてですね、確かに法律の条文のように長くなっておりまして、主述がねじれてるところが出てきているのかもしれませんが。どこで切ったらいいかという、今私すぐに代案は出せないんですけども、皆さんの中でこういうふうに言い換えたらどうかというようにもちょっと考えていただけるとありがたいなと思っております。

それから、委員からお話ありましたが、「基本方針を則り」ということになると、これは今の既存の方針でいくっていうことになりますので。

はい。どうぞ、委員

【委員】

確か事務局の、確か資料に書かれていたと思うんですけど、基本方針は教育委員会の方で制定されるわけですよ。ですので、今風にもうちょっと遡っても、今風にもう制定しましたというふうにされてしまえば、「基本方針に則り」でいけるんじゃないかなと、ここで一部修正が出てくると何かちょっと抵抗があるような気がします。感想で申し訳ありません。

【委員長】

はい。それじゃ事務局お願いします。

【事務局】

はい。この資料の後半の方に出てくるんですけども、確かに基本方針の修正については教育委員会で決定を行います。ただ、これはあくまでも検討委員会からの提案として修正した方がいいではないですかという答申ですので、先に教育委員会で改正するようなことではなくて、検討委員会からこういう意見をいただいて教育委員会で改正するというのが流れかなというふうに事務局では思っております。

【委員長】

はい、ありがとうございました。
委員いかがでしょうか

【委員】

皆さんのお考えで結構です。

【委員長】

はい。あの、おやっと思ったことあったら本当に遠慮なしに声を上げてください。お願いします。大事なことです。

それでは一応、今のところですが、そういう「資質能力」のところは、ちょっと私も提案した以上ちょっと確認はとりたいんですが、「資質」と「能力」の間に中点を入れて「身に付ける」というよりも「育む」ぐらいがいいのかなっていうふうに思っております、それについてはいかがでしょうか、ご賛同いただけますでしょうか。

(委員の多くから「はい」の声あり。)

はい、ありがとうございました。ではそのように修正をさせて... この場で修正することはできますか。

【事務局】

はい。

【委員長】

はい。確認を取る意味でもそうやっていただけると本当は1番ありがたいなというふうに思います。

(事務局は資料投影しながらその場で文案を修正)

それから「一部修正し」という、今委員からもお話ありましたし、この答申案の中でもこの基本方針を一部修正するということについての案を示していくわけですので、できたらこのままの形でいかせていただくとありがたいなと思いますが、ご理解をいただくとありがたいなと思います。いかがでしょうか。

(委員の多くから「はい」の声あり。)

はい。それから、事務局のコメントの5番のところ、5番はいいんですね。そのままで行きたいと思います。

後ほどまたトータル的に見ていただくことにしたいと思います、そのときにまたも

し再度また気になるような点あったら教えてください。

それで、この文が長いということについてはまだクリアしてません。もし切るとしたら、2文にするとしたらってというようなことをちょっと考えてみてください。

はい。委員。

【委員】

「できるよう」があるような、はい。といいますかね、「できる」って言い切るという訳にいかないわけですか。

【委員長】

「できるような」という言い方ではなくて「育むことができる...」。

【委員】

「できる教育環境を目指すことが望ましい」という、ここの「ような」は、やっぱりちょっと一緒にやっぱりはっきりできないかもしれないっていうのを作っておかないといけないということで用意されたのかなと。

【委員長】

なるほど。多分これはより強調するという意味では「ような」は取ってもいいと思います。私もそう思います。

【委員】

3文字だけであれなんすけど。

【委員長】

ちょっと取ってみていただいてもいいですか。「ような」。

(事務局が資料投影しながらその場で修正。)

すっきりします。

はい。まだこれはたった1つの文の状態です。

【委員】

はい。よろしいですか。

【委員長】

はい。それでは委員。

【委員】

すいません、ちょっと私の知識が足りなくてなんですけれども、他の町とかでもこういった条文等が出てるとは思うんですけれど、大体こういった基本的な考え方、冒頭にくるものは1文で構成されることが多いでしょうか。というのをお聞きしたいところと、あと、もし2つに区切るのであれば、私としては3行目の「子どもたちを育て」、のところがいいのではと思います。

子どもたちを育てるみたいところで1回切って、そして「未来の創り手として」で始めたかどうかと思うんですけど、皆さんいかがでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

1文でなければいけないっていうことは絶対ないので、それはそうですし、これは見附市のことなんで、見附市がこの検討委員会の中で委員さん方の声として、声の相對として、そうやって伝わりやすいような表現をより適切に選ぶっていうことであれば、何文でもいいと思います。要は大事なことは趣旨が伝わるっていうことだと思いますんで、しかもそう多くない表現の中です。

今、委員から代案を1ついただきました。「子どもたちを育てる。そして、未来の創り手としての」っていうふうに繋げていくということですね。

【委員】

はい。

【委員長】

という代案もいただきました。

はい。それでは委員お願いします。

【小林委員】

「未来の創り手としての」をなしにするというのが1つ、なくてもいいかと思います。

ちょっとすいません。さっき委員が言われてた「現在の状況をどう考え」の部分は入れる必要があるのかなのか。どうだろうっていう、入れればなおいいかなとは思いますが長くはなるんで、そこは省略という考えもありだなと思いました。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。委員から出た、まず後段の方ですけど、事務局から資料も用意していただけてますが、「答申の内容について」っていう解説のものがあると思います。その中で、要するにこの見附市学校整備の基本方針を今の時代に合わせる

んだっていう、その必要性があるということを最初の中に入れてるというふうに解釈していくのがいいかなというふうに思っております。そんなふうにご理解いただけるとありがたいなと思います。はい。ありがとうございます。

それから「未来の創り手としての」っていうのですが、これも国や行政でよく今使われてる言葉なんで、これからの時代の主人公が児童生徒であるという、そんな認識で、要するに児童生徒主体に考えていこうという象徴的な言葉として「未来の創り手」があると。

特にこの検討委員会はその少子化の時代に対応したというのが大きな課題にあったと思いましたが、これについてはあった方がいいのかなというふうに私自身はちょっと思ったところでした。

はい。それでは委員お願いします。

【委員】

そうしたら、その「未来の創り手としての児童生徒が」だと主語がちょっとぼけるので、「児童生徒が未来の創り手として一層それぞれの資質能力を育むことができる」というのはいかがでしょうか。誰がっていうのがぼけてるようなので。

【委員長】

はい。今の指摘を受けて、私さらに気がついたんですが、「子どもたち」という表現と「児童生徒」っていうのが出てきてますよね。これはちょっと統一取った方がいいんじゃないでしょうか。はい。今ので気が付きました。

というふうにして、ちょっと委員さん方で指摘いただくと、文言がまたさらに精査できると思いますんで。

事務局の方、これ「児童生徒」がいいでしょうか、「子どもたち」がいいでしょうか、見附市の捉え方にもよりますが。

はい。委員。

【委員】

先ほど言われましたように、委員が言われましたように、子どもたちを育てるっていうところで1回切って、そこでも「子どもたち」がポンと出てきてるんで、そこが今度主役になってという考え方からすれば、「児童生徒」というよりも、ここでは「子どもたち」ということの表現の方がそのままふさわしいんじゃないかなというふうに思いますけども。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

私が心配してるのは、それ以下の、この後の文案の中で「児童生徒」という言葉が多投されてるっていうことがあるからです。できる限りそこら辺を揃えておいた方がいいかなということ、今私もお話を出させていただきました。確かにおっしゃる通り「子どもたちを育てる」「できる」とすれば、その方がこの文の中ではすんなりいくのかもしれませんが。はい。

事務局、ここに何かご指摘ありますか。

【事務局】

いえ、特に。

今ほどいただいた意見を盛り込みながらいければいいかなと思います。

【委員長】

はい。今、1番ですが2番の中でもほぼ「児童生徒」の表現ですし。

それでは、よっと「児童生徒」に置き換えさせてもらって、とりあえず揃えてみてもいいでしょうか。はい。

じゃあ「今日的な課題に対応した構想のもとに児童生徒を育てる。」そして、「児童生徒が未来の作り手として一層それぞれの資質能力を育むことができる」云々、という、そういう文案にしていくということですね。

はい、委員。

【委員】

ちょっと細かいところに入って申し訳ないんですけど、「児童生徒が育む」っていう、主語述語っていう、子どもが自分の資質・能力を育むって、児童生徒に資質・能力が育まれるっていうことだと思んですけど。

【委員長】

うん。そうですね。うん。ねじれてますね。

【委員】

あと、やっぱりこの文章が、「児童生徒が」、「能力を育むことが」、「目指すことが」とあって、「が」と3つ続いているので、この文章自体をちょっと整理しないと。

【山田委員】

「育むことのできる」として...

【委員長】

うん。そこを「の」に置き換えるってことですね。

私なんかも、1つの文の中で「の」が3つ付くとかかり語がわからなくなるっていうので、よく私も先輩から注意を受けたことがありました。「AのBのCは…」じゃ、全然わからないよっていうのもありますよね。

はい、じゃあ、そこをとりあえず「育むことのできる」にちょっと置き換えてみてもらえますか。

(事務局がモニター上で文章の修正を実施。)

はい。そうすると、「未来の創り手としての児童生徒がそれぞれの資質・能力を…」。

はい、ご覧のようになります。

すいません。「子どもたち」は「児童生徒」に置き換えてください。

(事務局がモニター上で文章の修正を実施。)

うん、気が付いたことがあったらお願いします。私もだんだんわからなくなってきましたよ。

はい、委員。

【委員】

私いっぱい喋って申し訳ありません。ここで最後にしたいですけど。

「児童生徒を育てることおよび未来の創り手」とすれば、していただくと、「育てていくことのできる環境」、「育むことができる教育環境」というふうに並列的に、自分とすればわかりやすいかなという感じがします。

「育てること、および未来の創り手としての何々」とすると、「育てること」、「育むこと」というふうに「こと」「こと」が繋がってくるので、それができる教育環境を目指すんだなというふうに…。

【委員長】

そうすると、最後にまた「目指すこと」という言葉が出てきます。

【小山委員】

「育てること」そして下の方「育むこと」だから、両方ともできる環境を目指すんだなというふうに読めるんじゃないかなと思ったんです。

【委員長】

こういうのやっていると本当に自分でもわからなくなるんですが、本当に「望ましい」

と、もっとはっきり言い切った方がいいじゃないかっていう、例えば「ことが望ましい」を取るとかですね。いろんなことを考えてしまいます。

【事務局】

委員の皆さんすみません。今日の会議もできる限り記録に残したいものですから、ご発言の際は必ずマイクをご利用になってください。

【委員長】

はい、委員。

【委員】

2行目の「地域と学校がともに協力して」っていうところで、課題に対応した構想のもと、児童生徒を、ここは「育てる」でいいんですけど、「未来の創り手として」その中で未来の創り手として一層の「資質」っていうんですか、「能力」っていうのは、育むというか育てることじゃなくて、そういう力をつけるっていうことになるのであれば「身につける」、最初の「身につける」でもいいのかなってちょっと。

習得するっていうことですね。なので、子どもたちが育てていくっていうよりもそういう環境の中でそういう能力だったりをつけていくってことであれば、「習得」じゃなくてなんだっけ、「身につける」、最初の文字の方がちょっとすっきりするのかなって感じがしました。

【委員長】

なるほど。はい。そうすると、2箇所いただきましたね。「未来の創り手としての」を取ると....。

【委員】

そこじゃなくて、その上の文章からいくと、上の文章はそういう、そうしたもとに児童を育てるっていうことなので「育てる」でいいなと思うんですけど、「能力を育む」のところを「身につける」から「育む」に変えたんですけど、意味としては未来の創り手として能力を身につけるっていうことなので、「能力」というか習得する環境の中で、そういう環境の中で習得するっていうことなので、「育む」ではなく、ここにあるように「身につける」にする。ごめんなさい。「身につけることができる」に戻したらどうでしょうかっていう感じです。

【委員長】

わかりました。はい。ありがとうございました。

確かに言葉で言うと、「能力」は身につけるんですね。ただ「資質」は身につけるとは言わないんです。これはだから、そうなんです、私もだから「身につける」でもいいのかなくていうところもないわけじゃないんです。はい。

なんでかという、もう後段が「能力」になってるんで「能力を身につける」でもいかなと思ったんです。

ただ、厳密に言えば、資質は「養う」とかですね。という言葉であったりするわけです。そこまで厳密にやっていくときりがないんですけども、確かに向こうが「育てる」でこっちを「育む」っていう意味を混ぜると、確かに表現上「身につける」でもいいのかなくていうような気もないわけじゃないんです。

「身につける」にしてみましようかね。

【委員】

ちょっとわかりません。ちょっと待ってください。なんかだんだんわかんなくなってきました。

【委員長】

そうなんです。はい。

はい、委員。

【今井委員】

「一層それぞれの」ということに何か特に意味がないのであれば、「そして」か「および」かはあれなんですけど、「そして、未来の創り手としての資質・能力を身につけることのできる教育環境を目指すことが望ましい」。「児童生徒を育てる、そして未来の創り手としての資質・能力を身につけることのできる教育環境を目指すことが望ましい」というふうにして、「一層それぞれの」、「資質・能力を」、資質能力はそれぞれにあるんだっていうのもあるんでしょうけども、その辺がちょっと...

【委員長】

はい、そうですね。そこは確かに省いても通りますね、今のように。声に出してみると一番よくわかるんですが、ちょっと読んでみます。

「そして、未来の創り手としての児童生徒の資質・能力を育むことのできる教育環境を目指すことが望ましい」という表現です。「一層それぞれの」を取るということです。

よろしいですかね。

はい。じゃあここを削除。「一層それぞれの」を削除してみましよう。

こんなことしてると本当に今日は何時までかかっちゃうんですけど、できる限り頑張っていく。皆さん、積極的にこれがいいというような形でもいいですし、思いつい

たらまた教えていただければありがたいなと思ってます。

【委員】

すいません。

【委員長】

はい。今画面に出ますからちょっと待ってください。

【委員】

いや、出なくていいんですけども、大変申し上げにくくて、ご批判いただくかもしれないんですけども、言わんとすることの趣旨に対して皆さんに異議がなければ、国語が得意な方に文章を修正していただくようなことは、できませんでしょうか。これはいかがでしょうかと思ひまして、どうでしょうか。

【委員長】

はい。ありがとうございます。

本来的にも大体そういう国語が堪能な人に見てもらおうというのはあります。はい。ただ、今これ、基本的な考え方の核心部なんで、ちょっと皆さんにはこだわってもらいたいなという気持ちもございました。

すいません、私の進め方が悪くて。

こんな形で一応、ここの部分をまとめさせてもらってよろしいでしょうか。いいですか。

はい、通過します。それでは2番いきます。

2番、じゃあ、「目指す教育環境の実現に向けた方策」のことについては、事務局の方でまた説明をお願いできますか。

【事務局】

それでは2ページをお願いします。

目指すべき教育環境の実現に向けた方策についてです。

まず、①のように、(1)から(5)の修正意見をいただきました。事務局としてはコメント記載の通り、素案のままと考えております。

これ、コメントの中の修正をお願いします。コメントの下から2行目、「再配置計画(案)」とありますが、「学校適正配置計画(案)」に修正をお願いいたします。

「学校適正配置計画(案)」です。

【委員長】

(4)のところですね。

【事務局】

いや、2 ページの1 番下のコメントの中ですね、2 ページでございます。四角囲みのコメントの下から2 行目ですね。

【委員長】

わかりました。皆さん、位置わかったでしょうか。2 ページ目の1 番下のコメント欄の「学校適正」っていうのが入ってくるっていうことですね。

【事務局】

続きまして3 ページになります。

(1)のところでは、②のような修正意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り、素案のままと考えております。

(2)のところでは、①②文字の削除について修正意見がありました。事務局としては修正理由を考慮してコメント記載の通り①をわかりやすく修正することを考えております。その上で、②を素案のままとするか、削除するか判断をと考えております。

(3)のところでは、①文字の追加、②文字の削除、③文字の追加、④文字の修正、⑤文字の追加の意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り、③④⑤については素案のまま、①②については内容を聞いた上で判断と考えております。

4 ページに行きます。

(4)のところでは、①文字の追加、②文字の修正、③④文字の追加の意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り、②③④については素案のまま、①と④のバスの自動化については内容を聞いて判断と考えております。

(5)のところでは、①のように修正意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り素案のままと考えております。また、②で用語の修正意見をいただいておりますが、事務局としてはコメント記載の通り素案のままと考えております。

とりあえず、「目指すべき教育環境の実現に向けた方策」は以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、2 番の、大きな2 番の項目で、(1)から(5)までの指摘をいただいている部分とともに、事務局のコメントに照らしながらも検討を進めていきたいと思っております。

まず2 ページ目のところに、赤字でずっと書かれてある内容なんですけど、赤字のそのご指摘いただいておりますこれについてコメントで示されている通り、本検討委員会で協議していないことについて回答内容として言及することはできないというふうに捉

えています。

それを踏まえて修正案を考えたときに、目標として掲げたことについては未審議でありますので、回答案に示すことには無理があるというふうに捉えます。

しかし、目標としての5つの項目は行動目標として示してありますし、今後、政策実施の具体的な行動計画として大いに参考意見になりうる価値あるものというふうに受けとめることができます。

事務局のコメントはそういう意味とも受け取れますけれど、事務局はその解釈でもよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、その通りに考えております。

【委員長】

はい。では、この答申案の段階ではここまでの言及はできないということでご了承いただけますか。委員の皆さんいいですか。

はい、委員。

【委員】

また出発点に戻ってしまうんですけど、最終的には皆さんの合意で結構なんですけれど、そこには実現に向けた方策として、そのためにはいつ頃までに何をするのかっていうのが確か求められてるわけですよ。

ですので、この2ページに素晴らしい、いつまでに何をのプランを考えてくださっていますので、基本的にはこれがあって、その他にいろいろとそのためには留意したほうがいいのはこういうことですよ、こういうことですので、そういうのが並んでくると、答申に期待されたスタイルになるのかなと思います。

ただ、いろいろご説明ありましたので、そのように進まれてもいいですけど、私はそのように考えて、感じています。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

本当にこれから進めていく具体的な案としてはですね、非常に参考意見になりますし、こういう形で具体的には進めて、こういう、なんて言いますか、目標を設定して具体的に行動でもって示していくという書きぶりをしていくのが大事なんだろうと思うんですが、いかんせん本当にこの委員会では未審議なことでしたんで、ちょっとこれをそのまま載っけるってことはできないというご理解をいただきたいということなんです。

よろしいでしょうか。はい。

それで(1)の方にちょっと行きたいと思うんですけど、この1ですね。ここで素案のままとするというコメントもありましたけれど、例えばここも、先ほどの委員のご指摘もそうなんですけど、赤字修正案のbとcについては、今後の一連の計画の中で考慮すべきことであることを、この検討委員会としてですね、確認しておきたいというふうに思います。

そして、ただ私はここで思ったのは、20年の根拠は何でしょうかというのが、実は私はよく読み取れませんでした。一応確認したいと思いますし、このaのところについては、解説にあった通り、市の考えが示されておりますので、それに則った形ですので、そこはご了承いただけるのではないかと考えております。

まずは(1)については、一応素案のままとするという形なんですけど、いかがでしょうか。もしその20年の根拠があったらば教えていただければありがたいなと思うんですけど。私達の検討委員会の中では一応、5年先とか、10年先というのは一応出生数の関係があったんで、数字の上でもデータとしてはあるんですけど、20年がちょっとなかったもんですから、「うん？」というふうに思ったんです。

【委員】

はい。20年のところですけど、実はこれを書いたのは私なんです。

20年というのは、以前の会議のときにも教育長さんが20年とか30年先を見据えたことも考えてくださいよというふうにおっしゃったことが記憶にあったことと、それから建物を改造すれば少なくとも20年ぐらいは使うでしょうから、そのときには児童生徒数も減ってることも想定されるので、そこそこのスパンを考えていかないと過大投資になってしまう恐れもあるかなということで書かせていただきました。

【委員長】

わかりました。目安として20年というのも一つあるということですね。そんな解釈でいいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

この(1)、一応そのままの形にしておきたいと思うんですけど、ここはよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

では、(2)です。(2)「共創郷育を」という項目ですが、これについてはいかがでしょうか。

「小中一貫での」というのについて削除のご意見が出てることについて、ちょっと確認しておきたいんですが。

はい。それでは委員お願いします。

【委員】

すいません。将来的には小中一貫ってということだと思っただけですけども、なかなか私もちょっとこないだのメールでも書かせてもらったんですけども、簡単にはやっぱりいかないと思う中で、このまま「速やかに見直していく」という文言でいいのかなっていうふうに、具体的に小中一貫にできそうな学校っていうのがあるからこういうふうな文言になるのかなっていうふうに、ちょっと自分もよくわからなかったんで書かせてもらったんですけども、どの辺りの学校が小中一貫っていうふうにお考えか... はい。

【委員長】

これについて近藤課長さん、ちょっと補足説明ありますでしょうか。

【事務局】

はい。ちょっと別な資料に。「答申の内容について」の方をちょっと見ていただきたいんですけども、「2 目指すべき教育環境の実現に向けた方策」の(2)のところにあたりますけれども、そこの解説のところで書いてあります。

ここです、現在も当然行われてるんですが、「ふるさとみつけを愛する子どもを地域と学校がともに協力しながら育てていけるような小中一貫した教育」ができるよう、学区の見直しをということで、ここで念頭に置いているような、その後にあるようなですね、見附小学校区の中学校の行き先が分かれるですとか、そういうことを念頭に置いてこのような表記をさせていただいております。

ただ、コメントで書いたようにですね、ちょっとわかりにくいのかなということで、もう少し表現を変更しておいた方がいいのかなというのは、いただいた意見を見て思いました。

【委員】

学区についてということなんですか。そういった小中一貫校を作るっていうんじゃなくて、学区っていう。

【事務局】

小中一貫校ということじゃなくて、小中一貫教育をするために現在の見附小学校から見附中とか西中に分かれるのを見直した方がいいという意見があったというふうに私は会議の中で記憶しておりましたので、そのようにまとめさせていただいたところですよ。

【委員】

わかりました、わかりました、はい。

【委員長】

はい。そういう「小中一貫での」というのは、そういう意味合いがあるというふうに捉えていただけるといいかなというふうに思います。

ご理解いただけますでしょうか。はい。

でも、今ご意見いただいた通り「速やかに」っていう、これも雰囲気言葉になりますんで、ここは削除の方がいいのかもしれないというふうに思います。これは当然、今のお話の通り、現在のその小学校と中学校との連携がより推進されるようにという意味もあるので、そのことによって小中一貫した教育ができるというふうなことですんで、これは「速やかに」という言葉がなくても、これは当然検討して見直さなきゃいけないというふうに捉えておいていいんじゃないでしょうか。

というご理解でいいでしょうか。はい。

進めていいですか。はい。お通夜のようになるといけませんので、皆さん意見あったらどんどん言ってください。

3に移ります。

3のところですが、まず「充実」という言葉が入っておりますが、オープンスクールの制度の充実というのは何かという意味確認になるわけですが、これなんか強い思いがあるようだったらちょっとお聞きして、私達の識見を高めていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。「充実」という言葉が入ってるんですが、委員の皆さんいかがですか。

はい。委員お願いします。

【委員】

この言葉を提案させていただきました。それは、今よりもちょっと失礼な言い方があるかもしれませんが、もっと生徒さんから来てもらえるような、なんていう何かプラスアルファという気持ちで書かせてもらいました。

今も素晴らしく充実した内容で進めていらっしゃると思いますが、さらに子どもさんたちから加わってもらえるようなものがあればなという気持ちで書きました。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

という意味が込められているということなんですが、今の委員の意見でこの「充実」の意味合いがはっきりしました。

ちょっと先に行って次、「複式学級のある」というのが削除提案の部分にあるんですが、これについてはいかがでしょうか。

はい、委員どうぞ。

【委員】

削除しても良いかと思えます。

【委員長】

理由があったらちょっと教えてください。

【委員】

わかりました。複式学級のない小規模ございますので、ここに限定する必要はないかなと考えるからです。

【委員長】

事務局はそれに対して捉え方ありますでしょうか。

【教育長】

はい。ありがとうございます。

現在、オープンスクール制度は、複式学級のある学校へという制度です。それを受けて、一方通行ではなくて、というお話をいただいておりますので、「複式学級のある」という文言は残していただければというふうに思っております。

【委員長】

はい。という教育長さんのお話もありましたが、先ほどのオープンスクール制度の充実に加えて、複式学級のある小規模校から中規模校への通学を可能とするその表現なんですけれども、オープンスクール制度の充実と言われたときに、オープンスクール制度を今実際にやってるわけですし、きちんとした事実もあるわけなんですけど、一応それに加えてっていうのと、それから、ここは結構今回の検討委員会の中でも皆さん方から議論いただいた点かと思えます。

要するに複式学級のある小規模校から逆に中大規模校への通学を可能にする、そういうことも考えていいんじゃないかということでの捉えです。

ですので一応、基本的には様々な理由がある場合は、個別な案件もあるかもしれませんが、それはそれでまた教育委員会と当事者である児童生徒、保護者との話し合いも必要かと思えますが、基本的にはその「複式学級がある」というのを入れることでお考えいただけるとありがたいかなというふうに思います。

なお、委員のオープンスクール制度の充実という意味から言えば、その後の「学びの多様化学校等の設置」というのがありますが、実際にはこのオープンスクール制度の展開の中で、その機能はこの見附市はもう既に取り組みされているというふうに考えることができます。

確かに今、国の方の政策上、「学びの多様化学校」という言葉は、文言として出てます

けれど、もう既に見附市はそれ以前からこういうことに対して対応してきたという実績もあるかと思えますので、ここはあえて入れる必要はないのかなというふうにも捉えることができます。

はい、委員。

【梅本委員】

現在のオープンスクール制度に「加えて」というよりも、「見直し」というふうな言い方に変えることはできないでしょうかという意見です。

というのは、後からちょっと出てくるかもしれないんですけども、市外からもオープンスクール制度で呼び込むというようなことも検討したような記憶もあるんで、そうすると、「加えて」というよりも、「見直す」というふうにしておくと、そこら辺がちょっと柔らかな範囲になるんで、そういうのも検討の一つにあげてもいいよというような動き方ができるんじゃないかなっていうふうに思いますけども、いかがでしょうか。

【委員長】

なるほど。オープンスクール制度を「見直す」ということですね。はい。

提案をいただきました。いかがでしょうか。確かに後段でそういうご意見もいただけてますよね。これについては確かに委員さん方の中からお考えとして出されているのは事実だと思います。

ここは一応、現段階で「オープンスクール制度を見直し、複式学級のある小規模校から」ってというような表現してみましようか。事務局の方、いかがですか。

【事務局】

そのように、はい。修正したいと思います。

【委員長】

はい。

それから、学びの多様化学校云々の…。はい。お願いします教育長さん。

【教育長】

今の件、7ページを見ていただきたいんです。コメント欄の7の2のところです。

現在、見附市内でのオープンスクール制度は市の教育委員会の中での動きですので特に大きな問題、問題といたしますか、難しさがありませんけれども、他の自治体からということになると、基本的には協議を、その自治体間で協議をするということが出てまいります。

ただ、住民票を移していただければの問題もないんですけども、決してそこまでを

求めるものではないというふうにこれまでの議論の行方を私としては受けとめているんですが、「見直し」の中身に、他市、他の自治体からの子どもたちも積極的に受け入れます、それを他の自治体に発信します、というところまで含んだとしたら、ちょっと、もう一度検討いただけないかなというふうに思っております。

【委員長】

はい。それでは、そこについての議論は、この中では確かにしてこなかったと思いますので、ですが、そういうオープンスクール制度に関わっての対応については今、現段階ではこの現在のオープンスクール制度に加えてっていうところで、この案のままですね、進めておいておくということでご了承いただいた方がいいように思いますが、いかがでしょうか。

はい、委員。

【委員】

今までの協議の中でもお話をさせていただいてたんですが、オープンって言うおきながら一方通行のオープンスクールだったわけですね。これが現在のだと思んですが。なので、さっき私、「見直し」なるほどと思ったんですが、私の言う「見直し」は、だから一方通行を双方向という意味の見直しなんだなと思っていましたので、これが市外となると話はやっぱり異なります。ですので、今委員長おっしゃったように、「加えて」という意味に、その双方向とかそういう意味を加えるのであれば、この表記のままでよろしいかと思いました。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

ということで、ここもいろいろなご意見を今いただきましたが、基本的に原案というか素案の通りの表現でいきたいと思いますが、ご理解いただけますでしょうか。

ご了承ください。はい。

それでは、(4)に移っていいでしょうか。(4)「小中学校の再配置等」のところでは、はい。(4)についてです。(4)についてなんですけれど、コメント①を基に、ちょっと確認をしたいと思います。

まず、「願いたい」というようなことがありました。地域事情を考慮した通学条件以外の柔軟な条件設定とは何かというようにあることですね。これについては一応、柔軟な条件設定って何かというのを委員の皆さんのご意見を求めたいと思います。いかがでしょうか。

私もちょっとこれ知っておきたいんですね。柔軟な条件設定とは何かについて。もしご意見ありましたら... はい、委員お願いします。

【委員】

書いたのは私です。

それは細かいルールが定まっているらしいということは、教えていただいたんでわかるんですけど、例えば、美里町の子どもさん方は中学校は見附中学校に行くという基本があるとお聞きしたんです。美里町の人たちは、中学校は、原則は、ですよ。ですけど、実際の距離を見れば、今町中学校が近かったり、あるいは西中の方が近いんですよ。確か。私ちょっと見たところ。

ですので、その辺は知ってる人もいるかもしれませんが、何か条件がこうなので、こういうふうにごくここへ通いたいですよっていうことを申し出れば叶うっていうことを知ってる方もいるかもしれませんが、知らない方もいるかもしれないので、ちょっとその辺のニュアンスが出せればいいのかないかなという意味で書きました。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

これも具体案になったときには、またそういう話題が出てくるのかなというふうに思いますが、ここでの表現については、まあ何て言いますか、確保するという閉じ方でいいのではないかなというような気がしております。

それと、あともう1つ、バスの自動化の検討が出てくるんですけども、これについても一応、バスの自動化の指す内容の確認をしておきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

附帯事項に載せるとしても、先ほどの委員の通り、無理もあるかなというふうには思いますが、一応バスの自動化の話が出たというの、当然この中で記録としてはせつかく出てる意見ですんで残しておく必要があるかなと思いましたが、バスの自動化についてどなたか確認を取らせていただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうか。

(委員からは声なし。)

【委員長】

はい。それじゃあまた後でご意見あったら教えてください。

いずれにしろこの(4)について、あとコメント②から④の通りのことはあります。

今ほどのバスの自動化の附帯事項に載せるか載せないかというについてなんですけど、ここではちょっと難しいかなという解釈であります。

ということで、(4)について一応、この素案の通りに...

【委員】

委員長、お願いします。すいません。

【委員長】

はい、委員。

【委員】

ちょっと3番、私、書かせてもらって、はい。

コメントの③のところで、私も「柔軟」で言葉を使ってるんですけども、確保してそれを固定したまま、状況の変化に対応できないっていうのはあまりよろしくないかなと思いますので、そういった意味で、一度決めたらそれをずっとやっていくのではなくて、ある程度、状況変化に応じて柔軟に、という意味で書かせていただいたんですよ。ですので、反対意見がなければ、柔軟に... 何て書けばいいんだろう。柔軟な設定変更というか何というんですかね、そういう形になればいいなと思うんですけど。はい。

【委員長】

はい。というご意見をいただいているんですが、ここについては、見附市の事情も含めて事務局の方、ちょっと考えがありましたら教えてください。

【事務局】

はい。今の意見は、状況に応じて... これはバスのことですかね。バスの運行状況を変えてほしいみたいなことでしょうかね。

地域事情ではなくって、何事情になりますかね。

【委員】

そこも地域事情に含まれる、何事情になるんでしょうかね。

ちょっと具体的に、そうですね。例えば、1回設定したニーズがちょっと変わってくることで必ず起きてくると思うんで、そこにもちゃんと対応していくっていうことが前提でっていう話であれば、特に記載はいらなかなっていうふうに思いますけれども。

【事務局】

わかりました。今もバスとかの条件も設定してあります。ただそれも、ずっと見直してないわけではなくて、見直しを行った結果、例えば柳橋の地区から新たに冬季支援バスが出るようになったりしておりますので、そこについては適宜見直しは行っているということで。まあ、あえて書いてほしいというのであれば、それはそれで意見として書いていただくのもいいかなとは思いますが、一応事務局としては適宜見直しはやっているのであえて書かない、入れていないということです。

【委員】

納得しました。ありがとうございます。

【委員長】

それでは今、委員からご指摘いただいたことも、とても実際の行動計画を作る段階では大事になってくる話題ですし、(4)の文言にある通り、「児童生徒の負担や安心安全の確保に努め」という中にも含まれますし、地域事情の中にも含まれるというようなことで捉え直しておいてください。

ありがとうございます。では、4番よろしいでしょうか。はい。

それでは、5番に移ります。ここも貴重なご指摘をいただいております。

計画の策定方法については、そこにコメントもありますけれども、言及がなかなかこの答申案の中ではできませんので、そこはご了承ください。今後の計画推進の過程で議論、合意形成を図りながらの取組みと、その中での検討課題となるというふうに考えていただければありがたいと思います。

そういうことを考えますと、この5番については素案のままとしたいと思いますがご理解いただけますでしょうか。

はい。委員お願いします。

【委員】

私は了解いたしました。ただ、5番を書かせてもらったのは私です。

それで先ほどの2ページで年度計画を作っていたいただいてあって、そこでは合意形成ですとか、非常に丁寧に進めていって欲しいという提案があったと思うんです。それが実現、それがOKになっていれば、私は削除してもらうのは一向に構わないんですけど、残していただければありがたいですけど、さっき先生がおっしゃいましたので、ご配慮をいただければと思っています。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

貴重な意見だと思っております。こういうことが実際には検討していくと絶対にぶち当たる問題なので、そのことに、ここにご指摘いただいたことにきちっと留意して取り組んでいくという、そのことをここで確認したいというふうに思います。

はい。ということで、5番の方、ご理解いただけましたでしょうか。

それから、あと、2番ではありましたでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

それでは、今度は次のところに入っていきたいと思いますが、よろしいですかね。今度は附帯事項の方になりますでしょうか。附帯事項に入ってよろしいですか。はい。

それでは附帯事項の方も事務局の方から補足説明をお願いします。

【事務局】

はい。それでは5ページをお願いします。

附帯事項のまず前文のところなんです、①のように修正意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り、素案のままと考えています。

附帯事項についてです。説明しやすいようにですね、修正をわかりやすくするために、素案の附帯事項の中の丸数字で書いてありましたが、括弧数字に置き換えて説明させていただきます。

まず(7)のところ、①の文言追加がありました。あと、②③で用語の統一と記載順序について、④⑤で文言追加の意見をいただきました。

事務局としては6ページになりますけども、コメント記載の通り③④は素案のまま、①⑤は修正するかを判断、②はわかりやすく修正したいと考えております。

附帯事項の追加として⑥の1から⑥の6までの意見をいただきました。事務局としては、7ページになりますが、コメント記載の通り、それぞれ素案のまま、すなわち追加はしないというふうに考えておりますが、答申の内容の中の解説の中にこれらのことを記載するかどうか、判断をいただきたいと思います。

⑦ですね、その他としてちょっとどこに分類するか迷ったところなんですけれども、⑦として2つ意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り記載事項としてどうするか判断いただきたいと思います。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

では、附帯事項を眺めていきたいと思えますし、また、いただいたご指摘を確認していきたいと思えます。

まず、リード文のところについては、素案のままというお話をいただいておりますが、ここまで委員さんからたくさんのご意見いただいている通りですね、その5ページの赤字の理由のところにある通りですね、感想の掲載はやめて感想の代わりについていうご指摘ありますが、ぜひそういう述べきれなかった部分も含めて、この検討委員会に参加した、簡単に言えば感想になるのでしょうか、それをやっぱり私、こういう資料編のところ掲載していくのも意味あることだなと思えますし、委員さんがこういう検討委員会に参加されて、こういう考え方が非常に大事だという認識だというようなことも、きちんと記録しておくのもいいかと思えます。

ただ、検討委員会の中なので、感想を委員さんからいただくにしても、記名にするか記名にしないかという問題があります。基本的には記名にしなければ、そのまま載つけられるんですけども、私は逆に記名であってもいいかなというふうに実は思っていて、そこら辺も後でまたご意見いただき、要するに感想を載つける載つけないなんか含めて

ですね、最後にちょっとご意見いただきたいと思っておりました。

というようなことで、このリード文についてはこのままでいきたいと思っておりませんが、いかがでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それじゃ、(1)番です。まず(1)の、5ページの赤字の①のところに、これは話の中でも、ディスカッションの中でも出ましたが、南中、今町中に対してという文言もあります。具体的な学校名は入れられないにしても、ここに書かれている内容を生かすということは、私は大事なんだろうというふうに思っています。

特に、そういうふうに考えたときに、この「学校施設の集約を行うことで安心安全に学べる施設へ更新してもらいたい」とあったら、その2文目にでも入れて、例えばですけど、「併せて、長寿命化計画の見直しを視野に入れていく必要がある」というようなものを入れておくことによって、このご指摘が生かされるんじゃないかなと思ったんですが、代案を出したいと思っております。

もう1度読みます。①番を「学校施設の集約を行うことで、安心安全に学べる施設へ更新してもらいたい。併せて、長寿命化計画の見直しを視野に入れていく必要がある。」2文構造にして(1)を表現したいと思いますが、そういう提案をさせていただきます。

ご意見をいただければありがたいなと思います。

気持ちとしては、(7)のところにもあるわけですが、これから検討される、進んでいくであろう統廃合を含めた行動計画を待たずに、やれるものはやっぱりやっていってもらわなきゃいけないし、その傍らでこれまでこういう計画があるということがあったわけですが、当然それもやれるんだったらもう、早めに手を打っていただきたいという、そんな願いもありました。そんなことをちょっと入れた方がいいんじゃないかなという、それが安心安全に学べる施設へ更新していくという証じゃないかという捉えです。

ご賛同いただけますか。

はい、ありがとうございます。では、そのようにちょっと字句訂正をさせていただきますたいんですが、事務局の方よろしいですか。

【事務局】

はい、わかりました。

【委員長】

はい。それから、その次へ行きます。

(1)、(3)、(4)をあえて区別しているならそのままでも良いがってというような、表現を統一してはどうかというようなことがありましたけれど、これについては事務局、どういうふうに捉えていけばよろしかったでしたっけ。

【事務局】

はい。6 ページのコメント②を見ていただきたいというふうに思います。

それぞれの文章について、「施設」が何を指すのかわかりやすくするためにですね、(1)を「学校施設」、(3)、(4)は「学校を含む施設」に修正して、わかりやすい文体にしてはどうかというふうに考えております。

【委員長】

はい。ということで、一応ご理解いただけますでしょうか。はい。

それから、(7)についてなんですけど、これをさっきもご指摘をちょっといただいたかなと思うんですが、(7)の解釈については、委員さん方から多くのご示唆いただいている通り、包括的でくくらない方が良いのかを確認する必要があるというふうに思います。

具体的には、附帯事項の追加があった方が良いのかってということなんですけど、コメントのところにありますけど、何々等というのはありますが、そういう記述の仕方も可ですよってというのはありますけれど、附帯事項の追加を認めるかどうかもご意見をいただければありがたいなというふうには思っております。

次の6 ページになるんでしょうかね。6 ページのその附帯事項への追加というのがまさに、それも同様かというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

ぜひ委員の皆さんのご意見をいただければありがたいなと思います。いかがでしょうか。

実際6 ページに⑥の1から⑥の6までありますが、これはよくこの統廃合の計画あるいは協議を進めていくときに出くわす、その後どうすんだ、校舎はどうするんですかとかいう問題とか、必ず出てきます。

そのときの議論のまさに話題でもあるわけなんですけど、例えば⑥の5を見てください。これは本当に今日的な課題として、これからの学校を考えたときに注目すべきことだと思うんですが、子育て支援との連携を構築してもらいたい、こういうご意見もございませう。当然これから計画を作っていく上で、こういったような委員の皆さんからの意見が何らかの形で反映されていくというのが、私大事だと思います。そういう意味でも、ここに書かれた委員さんのお気持ちを考えれば、こういうのが委員の、この検討委員会での思いとして残ったというようなことを記載していただけると大変いいのかなというふうには思っていました。

ただ、そこに及ばず附帯事項として追加できるものが、もしあるのであれば、ぜひ委員さん方の意見から聞いて、そういうことも考えていく必要があるなというふうに思っております。ぜひ率直なところでいいですので、感想ご意見ください。お願ひします。

はい。委員、お願ひします。

【委員】

すみません、短くします。

感想ではなくて、感想というスタイルはやめた方がいいんじゃないですかっていうのは、書いたのは私です。

それで、例えば6ページに一生懸命書かれたことが、ちょっとすみません。結論から言えばいいんですけど、それが結局7ページのように、どこどこに含まれるからということで、出された意見がみんな括られてしまって見えなくなってしまうんですよね。ような気がするんですよ。

なので、私とすれば、附帯意見はもうそっくり資料の方に移してもらって、委員さんからの生の声をある程度の分類にさせていただいて、分類を、項目を出してさせていただいて、そこにもう生の声を、感想ではなくて、最終答申には載らないかもしれないけれど、今後気に留めていただければなということを資料編の中でもうズバリ、あまり括らないでストレートに書いていただくっていうか、掲載していただく方法もあるんじゃないかなというふうに思いました。

【委員長】

はい。今、委員からご意見いただいたところと共感するところが私自身もあります。

これまでの審議過程の中で、ご意見として伝えていただいた内容とか、議論した内容は、報告書や資料編に生かす方法を探ることは大事だと思ってますし、そういったような意味から私、検討委員会の参加所感を集めるっていう方法、これはこの手の類の報告書では私も見たことはないんですけど、そういうのがあってもいいんじゃないかっていうふうにも思っています。

ただ、この附帯事項が示す内容がどうであるかっていうこと、例えば⑥-1とか⑥-2とかありますね。これは、本当にこの答申を受けて、その次の段階での話なので、できればそういう見通しを持ってもらいたいというような受けとめはできるかと思うんですけど、附帯事項かどうかって言われたときに、どうなんだろうというところもないわけではございません。

これは事務局の方、何かお考えありますか。

【事務局】

はい。事務局としてはですね、7ページのコメントにあるようにですね、内容としては確かにこのまま載せたい気持ちはあるんですけども、そうすると附帯事項の方がものすごくいっぱいになるので、その答申の内容の中の解説の中で、こういうことも考えたのがこの附帯事項ですよというような説明をしてはどうかなというふうに思っているところであります。

【委員長】

解説の中に加えていくということですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

はい。そういう理解をしていただけないのでしょうか。

委員、いかがでしょうか。

【委員】

はい。皆さんの総意で。

【委員長】

皆さん、いかがですか。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。貴重な意見ですので大事にしたいと思います。

それから、その他の意見というところに移りますが、学童も大変だと思いますみたいな表現のところと、それから⑦の2があります。附帯事項の4の解説に記載するかというコメントがありますけれど、意味ある提案として記載について、これもご異議ないでしょうか。

これも切にそれを願っている家庭もあるという、そんなふうなことを私、読みながら感じました。はい。

それから、オープンスクールについては先ほど出ておりました。ぜひこういうのも生かす方法として取り上げていただきたいと思います。

事務局の方、よろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

それでは、ここまでの附帯事項について、通しで確認をさせてもらって通過したいと思いますが、いかがですか。言い忘れがあったら教えてください。

はい、ありがとうございました。ご了承いただけたという前提で、その後、今度は最後のところになりますが、目指すべき教育環境に関する基本的な考え方について、見附市立学校整備基本方針の修正の、そのことについて今度入っていきたいと思います。

ここも事務局、補足説明をお願いします。

【事務局】

はい。それでは8ページをお願いします。

見附市立学校整備の基本方針についてですが、前文のところ①文言の追加、①と②ですかね、文言の追加と削除の修正意見をいただいております。事務局としてはコメント記載の通り素案のままと考えております。

変更後の基本方針についてですが、①で文言の追加、(1)で②の文言削除、③④⑤⑦で文言の追加、⑥で文言の追加と修正、(2)の8で文言の追加と修正、⑨の文言の追加、(3)で⑩の文言の追加と修正、⑪で文言追加の修正意見をいただいております。

事務局としては、9ページになりますが、コメント記載の通り①⑦⑪の1⑪の3は追加しない。②③⑥⑨は素案のまま。④⑤については修正。⑧⑩⑪の2については修正するか判断をいただきたいと考えております。

以上です。

【委員長】

はい。ありがとうございました。それでは、この項目についてもこれから見ていきたいと思っております。

それでは、まず①番の指摘ですね。コメント欄を見ると基本方針を制定するのは教育委員会となるが、答申は検討委員会から教育委員会への提言であるため、記載は不要である。こういうふうを受け止めていけばいいのかなというふうに思っておりますが、このままでよろしいでしょうか。

はい。それから、①番については、従って記載は不要ということです。

②番についてですが、ここについて、「共創郷育を推進しながらコンパクトな見附市の良さを生かした統廃合を行うのが望ましい」という、この検討委員会の総意を理念として掲げたものであるため素案のままとするというようなコメントをいただいておりますが、これについてはいかがでしょうか。ご意見をください。

はい。ここはそのままよろしいでしょうか。はい。これがあるってということによって、見附市独自のこれからの歩み方がまた基本方針となっていくと思っておりますので、これは大事な文というふうに思っております。

それから次です。④番のところ。学びの場、これは追加ということですね。場の確保。はい。というふうになります。一応ご確認ください。よろしいでしょうか。

それから6については、すいません、私ちょっと今自信がないんですが、この「保証」という漢字はこれでよろしかったですかね。「保証」の「証」。「証(あかし)」になっているんですが、どちらを使っていますでしょうかね。ちょっとどっかでまた確認いただけるとありがたいなと思っております。ご存知の方はいらっしゃいますか。委員いかがですか。

【委員】

私もこの「保証」だと何か違和感が... と思ったんですけど、はい。ちょっと調べていただけると、はい。

【委員長】

というところでしょうか。はい。間違っていたらごめんなさい。ちょっといつも「保証」のところでも戸惑いもあるんですが、どっちがいいのかな、こざとへんの方がいいのかなとか思ったりします。はい。

それから、⑦はそのコメントにある通りの受け止めをしていただければいいのかなと思っております。これは大事なことで、さっきの多様性ととも、大規模校であっても小規模であっても、子どもがいて、目指すべき子どもの姿を実現していくってことは、学校教育にとってはとても大事なわけですから、そういった趣旨で考えておいていただければいいのかなと。教育の質保障ですね。学力保障とともに、教育の質保障みたいなものをきちんとやっていくというふうに述べてるわけですから、そういうご理解をしていただいて、そのまんまというふうにしていただけるといいのかなと思いました。いかがですか。よろしいですか。はい。

じゃあ次、(2)の小学校の方なんですけど、小学校はっていうところですね。⑧と⑨の指摘をいただいております。

ここは一応、「務める」だと、必ずしも統合整備まで進まない可能性もあるがそれを許容するかということなんですけど、「統合整備を行う」というのが大切かと思っております、ここは素案のとおりの方がいいのかなというふうに思います。

それから、⑨のところについてはここも、これまでも検討委員会の中でご示唆をいただいていることもあるんですが、地域住民の心のよりどころ、地域のコミュニティの核、そういう性格を有している、これは大事なことだと思っております。ですが、ここについては、⑨子どもたちの教育環境を主体に考えて大切にする必要がある。このことによって素案のまま進めさせてくださいというコメントをいただいておりますが、ここについて、(2)についても素案のままということではよろしいでしょうか。はい。

それから中学校です。中学校も話題になりました。特に中学校の場合はこの検討委員会の中では、正規の先生をきちんと配置できるような体制にしなきゃいけないっていう、そのことが強く求められていましたので、このことについてであります⑩のところでしょうかね。⑩のところ... ⑩は「何々に務める」ですか。これは「整理統合を行う」ですね。さっきと同じです。

それから⑪のところについては、これは普通基準ですけど、これ学校規模についてはコメントにもちょっとありましたけれど、国県の基準に、別に必ずしもそれに「～ねばならない」ではなくて、国県の基準を一応物差しとして持っているということは当然で

すが、地域の事情であったり、学校教育のあり方とか、これは市町村が主体的に検討できることになっていきますので、そういったようなことについてはあえて付す必要はないかなという捉えでよろしいかと思います。よろしいでしょうか。はい。

ということで、基本方針の変更後の(1)から(3)まで見てきました。こういうことですね。一応答申案を一通り見ましたけれど、あのとき言うておけばよかったというようなことがあるといけませんので、通して、委員の皆さんからご意見をいただければありがたいなと思ってます。

(委員からは特に声なし。)

はい。ありがとうございます。今日のまた検討を受けてまだまだ直す必要があるところがありましたので、これの取り扱いについては事務局、どういうふうに委員の皆さんには、どういう還元の仕方をしていくのかちょっと教えていただけるとありがたいなと思っています。はい。事務局。

【事務局】

はい。今ほどの委員長のお話ですが、本日の会議によって事前にお示しさせていただいた答申の素案につきましてのご意見、そのご意見に対しての委員会としての結論といえますか、決定事項は、この会議の中で合意をいただいているところだと思います。

それらを全て反映させる答申書の作成というところは事務局の方におまかせいただいて、今日の会議の内容をつぶさに反映できたものにして、答申書の完成まで事務局の方で準備をいたしまして、それをですね、完成したものを改めて委員の皆様のところを確認していただくためにお届けをするという形でゴールを迎えたいというふうに考えているところです。

【委員長】

というような今後の対応になりますか、ご理解ご了承いただけますか。

はい。委員。

【委員】

次回8回が予定されてるんですけども、年度当初の予定だと、答申をお渡しするというふうな内容で書いてあったんですが、第8回で予定されている内容はどのような内容なんでしょうか。この次第のところには第8回、令和7年、18時半からって書いてあって、第8回が予定されてるんだなと思ったんですが。

【委員長】

はい。これ私もちょっと聞きたかったんですが。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

今ほどのお話ですけれども、本日の会議は基本的に、皆様にご議論を尽くしていただいた格好で、事前に取りまとめさせていただいた意見について、それぞれ結論に至ったというところでございます。

その次第を作成、ご案内する段階では、もしですね、本日の会議だけによっては答申書の作成に至るには不十分で、もう1度議論をするための会議の開催が必要だというご判断になったとするならばという仮定を、今ほどの皆様のお手元の次第の中に書き入れて次回第8回というふうに書いてございます。

ですので、本日のこの会議で方向性が決まったということであれば、8回の会議の開催ではなく、次節はでき上がった答申書をもって、答申を、教育委員会の方に答申書を交付するという形のみを残すという形になりますので、会議の開催はなしという意味合いで捉えていただきたいというふうに思っております。

【委員長】

ありがとうございました。ということで、これは無しということによろしいですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

併せて、今日の修正については、大変でしょうが事務局の方に修正の方またお願いすることになりますが、委員の皆さんそれでご了承いただけますか。

(委員から異論の声なし。)

はい、ありがとうございます。

では、一応最後の議事になりますが、前回も宿題として残しておいた感想の件であります。埒が明かないかと思いますが、この検討委員会の主眼は、今日は文言だけを見てきたので近視眼的になってるところがあるかもしれませんが、少子化時代における目指すべき学びの場の確保ということが大きなテーマです。そういう検討委員会のもとで、これからの目指すべき方向性を話し合うっていうのが大事なことでした。

今日の感想を見てもわかる通り、こういうふうなことをもっと言いたいとか、こういうふうな考え方が大事なんじゃないかということが、各委員さん方の気づきとして生まれたり、そして、検討委員会に参加してこういうことがわかったとかっていう新たな情報を得たとか、そういうことがあると思います。ぜひそういったような意見を、この検討委員会を開催し、私達が議論を進めてきたということと捉えたときに、そういう感想を集めるっていうことがあってもいいのではないかっていうのが私自身の今もっての

考えです。

したがって、各委員のそういう検討委員会に参加した参加感想を答申資料編のところに盛り込むということについて、まず案があります。それが1つの案です。

2つ目の案は、これまで検討委員会を通して整理された答申内容だから、もう委員のメッセージは必要ないと、よって資料編にも加えないという考え方もあろうかと思えます。それについて前回もちょっと皆さん方の意見を聞いたんですけども、できれば参加感想は求めたいというふうに私自身は今思っております、そういう提案をしたいと思うんです。いかがでしょうか。ご賛同いただけませんか。

委員、お願いします。

【委員】

はい。熱い思いが伝わってまいりました。

その際のちょっとお願いなんです、先ほど感想の代わりに提案っていうようなご意見もあったんですが、提案っていうのはやはり違うであろうと思えます。

ここまで皆さんで話し合ってきたわけなので、まとめたこの答申を市の教育委員会に提出するわけですが、今後あと頼むよっていう願いがあると思えます。ですから、見附市教育委員会に託す願いとか、そういうことであれば、比較的やりやすいんだろうと。

ここで新たに、またせつかく集約してきたことを広げるような意見があるっていうのは、ちょっと違うのではないかというふうに思えます。

それから、ある程度揃える必要もあると思うので、文字はある程度決める、何字以内とか、そういうのも必要なのではないかと感じております。やるならばですが。以上です。

【委員長】

はい。やるならばということですね。はい。

そんな必要ないよという意見もあって当然だと思いますんで、それは皆さんのそれこそお考えに従いますが、いいですがいかがですか。

まず、こういう検討委員会での委員としての記述を良しとするという方はちょっと挙手いただけませんか。どうでしょうか。必要なしとなったらやめます。

はい次。やめた方がいいという人、挙手願います。ありますね。

はい。なしです。なしで結構です。

はい。ということで、ただし、今回皆さんからいただいた内容をまた資料の中で、解説の中で拾うことができましたので、その点は成果だったかなというふうに思っております。

一応これで議事を終わらせてもらいますが、私自身は見附市の今の時代に適応しようというような姿勢ですね。それから大いに学ぶことができましたし、超少子化時代を見

通して、すごく適応した迅速な対応がもうされたなというふうに思っております。

これからまだまだ続いていって、例えば海外旅行に出かける人に例えたら、家でやっ
と着替えが済んだぐらいの段階であろうと思います。そんなふうに受け止めながら、こ
れからもこの検討委員会の委員として見見守っていただければありがたいなという
ふうに思っております。

以上で議事を終わり、事務局にお返しします。

【事務局】

遠藤先生、委員の皆様、大変ありがとうございました。

それでは、次第の 4、その他に移ります。事務局からの事務連絡等となります。ちょ
っと何点かございますが大事なところからお願いします。

本日の会議においてご承認いただきましたので、答申案の修正等に関して合意された
内容を反映させた最終的な答申書を事務局で用意させていただきます。その後、ご用意
した答申書を委員の皆様にご確認いただくために、後日お届けすることといたします。

皆様による確認後の答申書の完成には少々お時間をいただくこととなりますけれど
も、作業進捗を見ながら改めて日程を決めていきたいと考えております。詳細につきま
しては、その案内等の中で皆様にお示しできるように準備したいと思っております。

恐れ入りますが、本日会議の中で使用しませんでしたけれども、答申の資料編の方
につきましても、本日の会議での合意が形成された内容を反映させる必要がある部分に
関しては、必要な修正等を加えて完成に至らせようと、このように事務局の方で考
えておりますし、任せいただきたいというふうに思います。

そして、ここで皆様にお諮りいたします。その答申書が完成した後のお話になります
けれども、答申書の交付は交付式のような形式を想定しておりますが、事務局といた
しましては、委員の皆様全員のご参集というのは必要なく、委員長に代表してお1人
でお越しいただき、教育長の方へ交付していただくこととしたいと、このように考
えておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員から異論の声なし。)

ご承認多数というふうに受けとめました。ありがとうございます。それでは、委員
長にお願いすることとさせていただきます。

日程に関しましては先ほど同様、また別途皆様にお知らせすると同時に、答申書の
写しをお届けするようなタイミングでお示しできたらなというふうには今の段階では
考えております。

続きまして、前回の第6回委員会の会議録を作成しまして皆様にお届けしたところ
です。お気づきの点等がございましたら事務局の方までまたお申し出いただけますと
ありがたいと思います。ほどなく市のホームページでも公開を予定しております。

最後ですが、些末な話という怒られそうですが、委員の皆様への本日の会議、こち

らが年を超えてからの最初の会議という形になりますので、本日分の謝金等の支払いに関する手続きに関しましても、こちらの方で準備をして、整い次第お知らせいたしますのでご承知ください。

事務局の方からの連絡は以上となります。その他皆様の方から何かございますでしょうか。

無いようですので、これにて本日の会議を閉じたいと思います。

以上をもちまして、第7回見附市立学校配置等検討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

- 20 : 40 閉会 -